

三重県指定史跡及び名勝 長谷川氏旧宅
保存活用計画

平成30(2018)年3月

松阪市教育委員会



表庭(魚町側敷地)



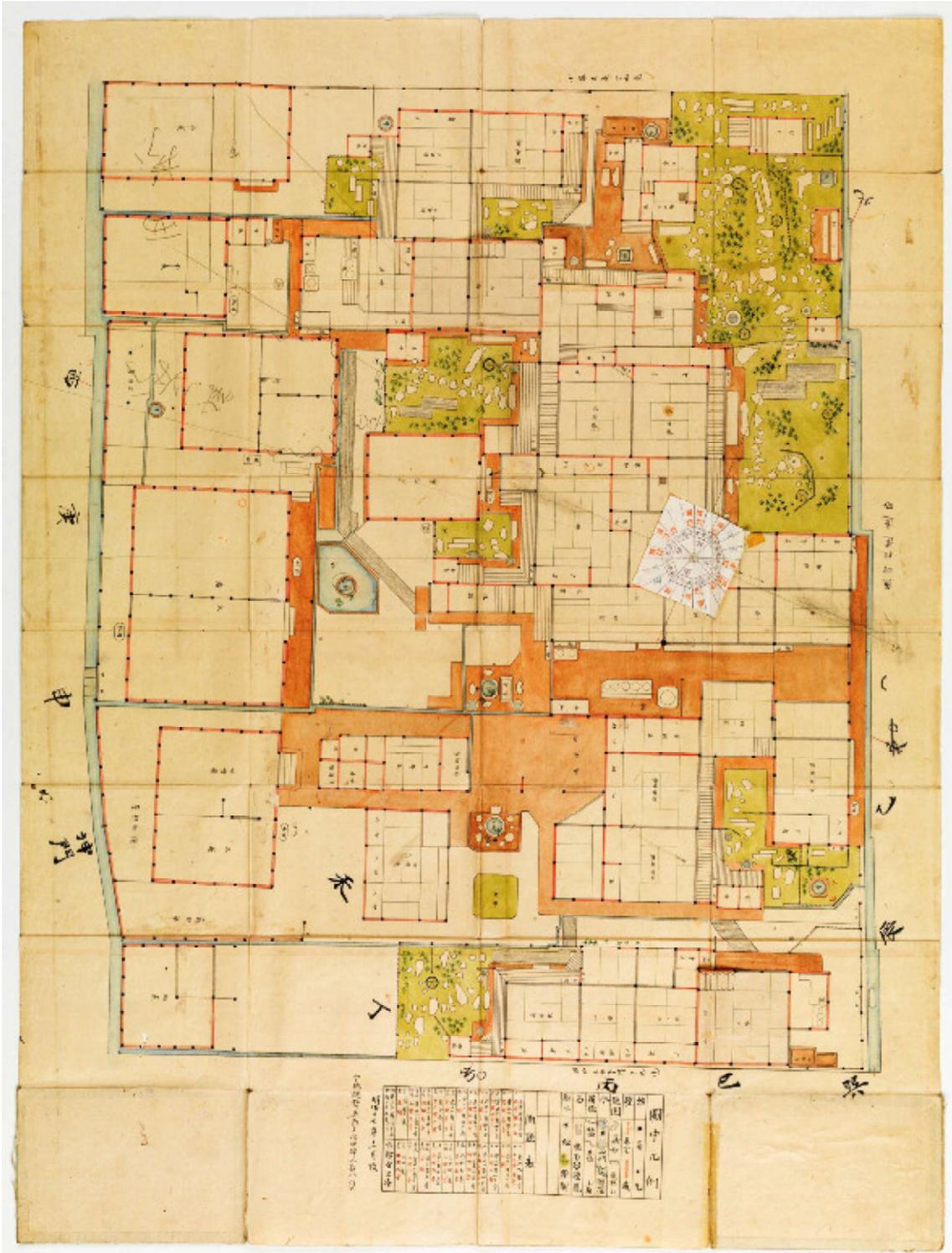
大正座敷の庭(魚町側敷地)



離れの庭(殿町側敷地)



池庭(殿町側敷地)



「地所建家圖」(明治17年、長谷川家文書)

はじめに

伊勢平野南部に位置する三重県松阪市は、かつて城下町・宿場町として発展してまいりました。この松阪の中心市街地は、戦国時代の武将・蒲生氏郷が天正年間に築城した松坂城を中心にまちづくりの基礎がつくられてきたもので、江戸時代には、多くの江戸店持ち伊勢商人を輩出し、日本の経済・文化に大きな影響を与えるまでに成長しました。現在も中心市街地には歴史を感じる名所・旧跡が残っています。

長谷川氏旧宅は、江戸店持ち伊勢商人の一家であった長谷川治郎兵衛家の屋敷地で、平成25年4月に長谷川家から松阪市に寄贈されたものです。屋敷地を構成する敷地、建造物、庭園等の要素がよく保存され、屋敷地の変遷や多様な庭園景観が伊勢商人の歴史的動向をよくあらわすものとして高い価値を有することから、平成27年3月に三重県の史跡及び名勝に指定されました。

この長谷川氏旧宅の適切な保存と活用を図るため、平成25年度から平成29年度の5ヵ年にわたり保存活用計画の策定を進めてまいりました。この保存活用計画が、市民をはじめとする多くの方々のご理解と、長谷川氏旧宅の維持管理と活用の礎になれば幸いと存じます。今後はこの計画を軸として保存管理及び整備、公開活用を図ってまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に多大なご協力を賜りました方々に深く感謝を申し上げます。

平成30年3月

松阪市教育委員会
教育長 中田 雅喜

例 言

1. 本計画は、松阪市が三重県指定史跡及び名勝長谷川氏旧宅の保存・活用に関する方針を定めたものである。ここに記載以外の項目は、同時に松阪市が定めた『重要文化財 旧長谷川家住宅 保存活用計画』に準ずるものとする。
2. 本計画の策定にあたり、平成24・25年度に独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所に委託して作成した『旧長谷川家住宅調査報告書』及び、平成27年度に実施した「旧長谷川邸建造物破損状況等調査業務」、「旧長谷川邸庭園破損状況等調査業務」の成果を反映させている。
3. 計画策定は下記の体制で実施した。

策定指導 長谷川家文化財専門委員会

委員 菅原洋一	(三重大学)	平成25～29年度、委員長
下村登良男	(松阪市文化財保護審議会)	平成25・26年度、副委員長
門暉代司	(松阪市文化財保護審議会)	平成25～29年度、 平成28年度から副委員長
林良彦	(奈良文化財研究所)	平成25～29年度
嶋村明彦	(亀山市役所)	平成25～29年度
中島義晴	(奈良文化財研究所)	平成26～29年度

三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課

事務局 松阪市教育委員会事務局 文化課(平成28年度まで)

松阪市産業文化部 文化課(平成29年度)

4. 本計画書の執筆・編集は、松阪市産業文化部文化課が行った。また、株式会社継承社へ「旧長谷川邸保存整備コンサルタント業務」を委託して、とりまとめにあたった。
5. 本計画は、『史跡等整備のてびきー保存と活用のためにー』(文化庁文化財部記念物課監修)を参考とし、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』(文化庁文化財部記念物課 発行)に準拠し、必要に応じて計画の標準構成に揚げられた項目の追記及び削除を行っている。



長谷川氏旧宅位置図(『松阪市都市計画図』1/2500をもとに作成)

目 次

第 I 章 計画策定の沿革と目的

1 計画策定の沿革.....	1
2 計画の目的	1
3 委員会の設置	1
4 他の計画との関係	
(1)重要文化財旧長谷川家住宅保存活用計画との関係.....	6
(2)都市計画における計画区域の位置づけ.....	6

第 II 章 史跡及び名勝の概要

1 指定に至る経緯.....	9
2 指定の状況	
(1)指定告示	10
(2)指定概要とその範囲.....	11
(3)指定に至る調査成果.....	11
(4)指定地の状況.....	11
3 史跡及び名勝をとりまく環境	
(1)位置	12
(2)自然環境	13
(3)社会環境	14
(4)歴史的環境	16

第 III 章 史跡及び名勝の本質的価値

1 史跡及び名勝の本質的価値	
(1)指定時調査報告書.....	19
(2)旧長谷川家住宅調査報告書.....	22
2 本質的価値の総括	
(1)屋敷地	24
(2)庭園景観	25
3 構成要素の特定	
(1)地区区分と構成要素.....	28

第 IV 章 史跡及び名勝の現状と課題

1 保存(保存管理)	
------------	--

(1) 指定地全体	56
(2) 整備(公有化後の修理工事).....	56
(3) 地区区分別構成要素の現状における課題.....	57
2 活用	71
3 運営・体制	71
第V章 大綱と基本方針	
1 大綱	72
2 基本方針	
(1) 保存管理の基本方針.....	72
(2) 公開活用の基本方針.....	72
(3) 整備の基本方針.....	72
(4) 運営の基本方針.....	73
第VI章 保存(保存管理)	
1 方向性	
(1) 価値に基づく保存管理の基本方針.....	74
(2) 遺構の真実性を踏まえた技術及び材料による保存管理.....	74
(3) 日常管理と保存修理.....	74
2 構成要素別保存管理方針	
(1) 基本方針	74
(2) 地形及び地割.....	75
(3) 石組	75
(4) 水系	75
(5) 植栽	76
(6) 構造物	77
(7) 建造物	77
3 地区区分別保存管理方針	
(1) 魚町側敷地	78
(2) 殿町側敷地	85
第VII章 活用	
1 方向性	93
2 方法	
(1) 公開ルートと範囲の設定.....	93
(2) パンフレットや解説板の更新と充実.....	93

(3) 公開	93
(4) 講座及び研修会等の開催.....	93
(5) 地域住民の伝統的行事に対する場の提供.....	93
(6) 便益施設の整備.....	93
(7) 周辺文化財及び観光資源との連携.....	94
(8) 教育との連携.....	94

第Ⅷ章 整備

1 方向性	95
2 方法	
(1) 主として保存のための復旧・整備項目.....	95
(2) 主として活用のための施設整備項目.....	95
(3) 重要文化財建造物旧長谷川家住宅に関する防災設備の設置検討.....	95
(4) 整備事業の実施期間・手順.....	95

第Ⅸ章 運営と体制の整備

1 方向性	96
2 管理・運営方法	
(1) 関係機関の役割.....	96

第Ⅹ章 保護に係る諸手続き

1 現状変更等の取扱い方針.....	98
2 現状変更等の取扱いにおける留意事項.....	98
3 現状変更等の取扱い基準.....	98
4 想定される現状変更等の対象となる行為と実施の条件.....	99
5 現状変更等の申請区分.....	100
6 現状変更申請以外の届出等について	
(1) き損届	100
(2) 修理届	100
7 許可・届出を要しない行為の例	
(1) 日常の維持管理.....	100
(2) 維持の措置	101
(3) 災害時の緊急的な措置.....	101
8 三重県文化財保護条例 抜粋.....	101
9 三重県文化財保護条例施行規則 抜粋.....	103

第XI章 施策の実施計画の策定と実施	106
--------------------------	-----

巻末資料

第1表 石組・その他 構成要素.....	107
第2表 植栽 構成要素.....	131